

AA2020-2

航空事故調査報告書

I 東邦航空株式会社所属

エアロスパシアル式AS332L型（回転翼航空機）

JA9672

操縦不能による墜落

II 新中央航空株式会社所属

セスナ式172P型

JA3962

鳥衝突による機体損傷

令和2年4月23日

本報告書の調査は、本件航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、運輸安全委員会により、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 武田展雄

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

II 新中央航空株式会社所属
セスナ式172P型
JA3962
鳥衝突による機体損傷

航空事故調査報告書

令和2年3月27日
運輸安全委員会（航空部会）議決



委員長 武田 展雄（部会長）
委員 宮下 徹
委員 柿嶋 美子
委員 丸井 祐一
委員 宮沢 与和
委員 中西 美和

所属	新中央航空株式会社
型式、登録記号	セスナ式172P型、JA3962
事故種類	鳥衝突による機体損傷
発生日時	令和元年12月18日 13時48分ごろ
発生場所	茨城県龍ヶ崎市 竜ヶ崎飛行場 (北緯35度54分22秒、東経140度14分29秒)

1. 調査の経過

事故の概要	同機は、令和元年12月18日（水）、同飛行場での離陸時に鳥と衝突し、機体を損傷した。 同機には機長ほか訓練生1名及び同乗者1名の計3名が搭乗していたが、死傷者はいなかった。
調査の概要	主管調査官ほか1名の調査官（令和元年12月19日指名） 意見聴取（原因関係者）及び意見照会（関係国）を実施

2. 事実情報

航空機等	
航空機型式：セスナ式172P型	
製造番号：17275508	製造年月日：昭和56年12月18日
耐空証明書：第東-2019-149号	有効期限：令和2年7月6日
乗組員等	
機長 男性 60歳	
事業用操縦士技能証明（飛行機）	昭和57年7月16日
特定操縦技能 操縦等可能期間満了日	令和3年4月23日
限定事項 陸上単発機	昭和57年7月16日
第1種航空身体検査証明書	有効期限：令和2年9月3日
操縦教育証明（飛行機）	平成15年7月22日
訓練生 男性 27歳	
自家用操縦士技能証明（飛行機）	令和元年5月31日
特定操縦技能 操縦等可能期間満了日	令和3年10月8日
限定事項 陸上単発機	令和元年5月31日
第2種航空身体検査証明書	有効期限：令和6年6月21日

気象

機長によれば、事故当時の同飛行場の天候は晴れ、風は弱く、風向は $290^{\circ} \sim 300^{\circ}$ 、視程は10km以上であった。

発生した事象及び関連情報

(1) 飛行の経過

同機は、訓練のため、訓練生が左操縦席に、教官である機長が右操縦席に着座し、訓練生の操縦により同飛行場を12時22分に離陸した。訓練空域での飛行訓練を実施後、同飛行場に戻り、連続離着陸訓練を開始した。13時48分ごろ、2回目の着陸に続く離陸の直後、同機の進行方向左斜め下方から突然鳥が現れ、回避する間もなく左主翼前縁に衝突した。鳥衝突時の同機の前速度は60kt前後、高度は50ft以下であった。

同機は訓練を中止し、機長の操縦により13時52分、同飛行場に着陸した。

(2) 航空機の損傷に関する情報

損傷の程度：中破（大修理相当）

- ・左主翼前縁外板の変形（縦約14cm、横約50cm、深さ約4cmのへこみ）
- ・左主翼前縁リブの変形（変形した外板の内側）



図1 事故機の損傷箇所（右図は左主翼内部を翼端側から撮影したもの）

(3) 鳥に関する情報

同機に衝突した鳥（ハヤブサ、全長約50cm、体重約1kg）の死骸が、衝突地点の前方約80mの滑走路上で発見された。

機長及び訓練生によれば、1回目の連続離着陸時には鳥は確認されなかった。

(4) 同飛行場の鳥衝突防止のための対策

同飛行場では、鳥衝突防止のための対策として、滑走路付近で鳥が確認された場合に車両のクラクション等を使用しての追い払いを実施していた。

3. 分析

同機は、連続離着陸訓練を実施中、離陸直後に鳥と衝突し、機体を損傷したものと認められる。

訓練生は同機の左斜め下方から接近する鳥に気付いたが、衝突まで僅かな時間であったため、鳥を回避することは困難であったものと考えられる。

4. 原因

本事故は、同機が離陸直後に鳥と衝突したため、機体を損傷したものと認められる。